

津別町相生総合交流ターミナル施設の指定管理仕様書

津別町相生総合交流ターミナル施設（製造販売施設を含む。（以下「本施設」という。））の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、本施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 本施設の管理に関する基本的な考え方

本施設を管理するに当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 本施設の設置目的等に添った管理運営を行うこと
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること
- (3) 個人情報の保護を徹底すること
- (4) 効率的運営を行うこと
- (5) 管理運営費の削減に努めること

3 開館時間

開館時間は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

- 5月から10月 午前9時から午後6時まで
- 11月から4月 午前9時から午後5時まで

4 休館日

毎週火曜日及び指定管理者が定める日。

5 法令等の遵守

本施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 津別町相生総合交流ターミナル施設条例
- (3) 津別町相生総合交流ターミナル施設条例施行規則

本契約期間中に前3項に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 業務内容

- (1) 施設の利用に関すること

津別町相生総合交流ターミナル施設条例及び施行規則に基づき、利用許可等を行うこと。

- ア 利用許可（条例第4条）
- イ 利用料金の徴収、減額及び免除（条例第6条）

ウ 利用の制限又は取消し（条例第8条）

エ その他

（2）施設及び設備の維持管理に関すること

ア 地域住民が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、入館の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持管理（施設の修繕、建物の設備の点検、清掃及び警備に係る点検等）

イ 本施設の適正な運営のため、指定管理者は以下の設備等に関する保守管理（館内外の清掃、消防設備、浄化槽設備、冷暖房設備、電気工作物、非常用施設、害虫駆除、植栽管理、設備巡視点検等の保守管理、小破修繕）

ウ 施設出入口、周辺の除排雪

（3）施設利用者への便宜の取り計らいに関すること

ア 施設入館者の案内・説明・応対並びに監視業務

イ 施設に係る文書の収受発送、管理保存

ウ 施設に設置されている電話の授受

（4）その他

ア 緊急時対策、防犯・防火対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと

イ 個人情報の保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること

7 事業報告・業務の調査

（1）事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、町に提出しなければならない。

ア 事業報告書の提出

毎年度6月末までとする

イ 事業報告の内容

- ・当該年度の管理業務等の実施状況報告書（各種事業の実施状況、利用許可等の状況、利用料金の収入状況）
- ・当該年度の管理等に係る収支決算書
- ・当該年度の会社の経営状況を説明する書類（損益計算書、貸借対照表、財産目録等）

（2）業務に係る調査・指示

町は施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務等に係る業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

8 協議

指定管理者は、この仕様に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は町と協議する。

9 物品の帰属等

（1）町は、指定管理者に対して管理費用により物品を購入させるときは、購入後の物品は町

に帰属するものとする。

- (2) 指定管理者は、津別町財務規則（平成25年規則第3号）に定められた物品に関する台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に町に報告しなければならない。

10 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営をしないこと

イ 町内にある他の施設との連携を図った運営を行うこと

ウ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、町と協議を行うこと

エ 各種規程等がない場合は、町の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること

オ 現指定管理者である株式会社相生振興公社の事業を引き継ぐことについて、十分協議を行うこと

カ その他、仕様書に記載のない事項については、町と協議を行うこと